



岡本眞利子 議員
(政清会)



働き方改革とは、「一億総活躍社会」を実現するため、非正規雇用労働者の処遇改善や長時間労働の是正など、労働制度の抜本的な改革を行うものである。国では、今年6月、「働き方改革関連法」が可決・成立した。ついては、以下の点について伺う。

- (1) 国は、働き方改革を進める中小企業などを応援する制度を拡充している。町では、その活用を含め、どのように企業を支援していくのか。
 - (2) 高齢者の就業促進について。
 - (3) 65歳以降の継続雇用延長や定年延長を行う企業への支援体制は。
 - (4) 多様な技術、経験を持つシニア層が社会貢献しやすい体制整備は。
 - (5) テレワーク(Home)「離れた所」と、Work「働く」をあわせた造語)の推進について。
- ① 場所、時間にとられない柔軟な働き方であるテレワークに対する認識は。② 町内における中小企業へのテレワーク推進についての見解は。③ 自治体職員において、テレワークを活用しているところ

問	答
<p>高齢者の就労促進やテレワークの推進など働き方改革への考えは</p>	<p>広報紙やホームページ、商工会を通じて制度の積極的な情報提供に努めていく</p>

も増えている。町職員における活用についての見解と今後の計画は。

町長 (1) 広報紙やホームページのほか、商工会を通じて、事業者に対する国等の制度の積極的な情報提供に努め、働き方改革の促進を図っていききたい。

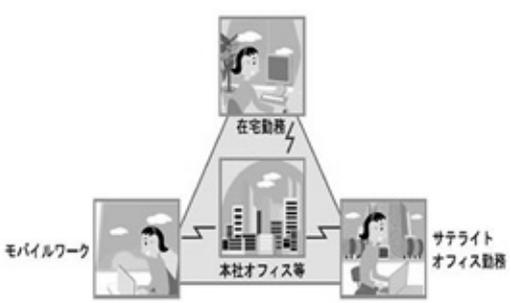
- (2) ① 高齢者の雇用等に係る国の支援策の動向を注視するとともに、広報紙やホームページのほか、商工会を通じて、事業者による情報提供を促す。加えて、シニア層が社会に貢献できる体制として、これまで勤めてきた会社で働き続けられることが、培ってきた技術や経験を最も生かすことができ、後継者への技術等の伝承として最も確実に効果的な手段と認識している。より多くの事業所が継続雇用年齢の引き上げに取り組んでいただけるよう働きかけたい。
- (3) ① 従業員の育児や介護による離職を防ぐこと、遠隔地の優秀な人材の雇用、災害時に事業が継続できるなど、企業・従業員双方に多

くのメリットがあるほか、プライベートの時間を確保しやすくなるなどワーク・ライフ・バランスの実現にも効果があるとされ、社会全体で広く期待される勤務形態と認識している。テレワークの拠点としてサテライトオフィスを設置し、業務を遂行する新たな企業形態も見られ、こういった企業を含め、企業誘致に取り組みたい。

- (2) 企業がテレワークで実施している業務は、「資料の作成・修正」、「取引先等との連絡調整」、「インターネットからの情報収集」などが挙げられ、その頻度も様々であり、町内の事業所においても導入は可能と考えている。なお、テレワークの導入に当たり、「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務」の三つの形態は、いずれも所属するオフィスから離れて仕事を行うため、労働時間の管理などの適正なルールづくりやICT環境、セキュリティ対策などが重要であり、今後、国の策定する具体的なガイドラインの

動向を注視したい。

③ 総務省の「平成29年版 情報通信白書」によると、職員を対象としたテレワークを既に導入している自治体は24団体、全体の約2%となっており、民間企業全体での導入率13.3%と比較すると、低い水準であることが報告されている。要因は、個人情報等を扱う割合が多く、テレワークとしてできる業務が限られることや、情報漏えい防止などセキュリティ確保が必要となること、さらには、職員の労務管理など、検討すべき課題も多くあるとされている。このことから、現状において、本町でのテレワーク導入は考えていないが、今後の社会動向や他の自治体の状況等に注視したい。



テレワーク
(一般社団法人日本テレワーク協会HPより)